

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 いじめ重大事態調査に関わる文書原案の作成は第三者に任せよ

質問要旨

いじめ重大事態の調査を進める際に作成される様々な文書や最終的な調査報告書は、第三者性が客観的に担保されている状況の中で作られる必要がある。なぜならこれまで指摘してきたように、特に被害者やその家族が信用できない調査や報告書であれば作る意味がないどころか、二次被害を与えるものにもなるからだ。税金の無駄遣いにもなる。そのため、いじめ重大事態の調査に関わる文書の作成について以下質問する。なお、以下で原案としているのはいわゆるたたき台のことを指し、第三者委員会としているのはいじめ重大事態の調査や再調査を担う第三者委員会のことを指す。

1. 平成30年4月と令和4年3月にとりまとめられたいじめ重大事態の調査報告書の原案は、それぞれ誰が作成したか。教育委員会事務局か。
2. いじめ重大事態の調査報告書はその原案を第三者委員会ではなく教育委員会事務局が作成するという決まりはあるか。
3. 第三者性を客観的に担保するよう、第三者委員会の会議録やいじめ重大事態の調査報告書の原案については、教育委員会事務局ではなく第三者委員会の弁護士など第三者が担うべきと考えるが見解は。
4. いじめ重大事態の被害者本人や家族から要望があれば、第三者委員会の会議録や調査報告書の原案作成を教育委員会事務局ではなく第三者委員会の弁護士などに担ってもらうことは可能か。もし不可能ならば、その根拠は。
5. 他の自治体では、いじめ重大事態の調査や再調査に際し、会議録や調査報告書などの文書作成を担うための調査補助員を設けたり、そのことを条例で規定しているところもある。小平市も同様に導入すべきと考えるが見解は。
6. 第三者委員会の報酬は日額で委員が 12,000 円、委員長が 13,000 円と規定されている。これだけでは十分な取り組みが行えないことは容易に想像できる。少なくとも会議録の作成や報告書の作成など、別途報酬が必要になる作業については、他の自治体で行っているように時間給を設けるべきと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 5 年 8 月 28 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 】
